

(要領様式第 1 号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

6 松地環第 1-6 号
令和 7 年 4 月 21 日

長野県松本地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	○
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項		内 容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)		株式会社アース 代表取締役 高山 和人 長野県諏訪市大字豊田 1174 番地 2	
申請の区分 (Ⅰ)		産業廃棄物処分業の新規許可	
条例 第 37 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	○中間処理施設 (破碎施設) 長野県諏訪市大字豊田字菖蒲阿原 1174 番 2	
	②廃棄物の処理施設の種類	○中間処理施設 (破碎施設)	
	③処理を行う廃棄物の種類	○破碎する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。) 特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	○中間処理施設 (破碎施設) 4.72 t / 日 (0.59 t / h : 8 時間稼働)	
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
条例 第 37 条	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 諏訪市豊田文出区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針 第 2 の 1 (5)	
	⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びに その根拠	(範囲) ・ 諏訪市長 ・ 周辺地域内に住所若しくは居所又は事 務所若しくは事業所を有する者 ・ 周辺地域内において農業、林業又は漁 業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則 第 22 条第 1 号	
	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の 開催日時及び場所	(日時) (場所)	令和 7 年 2 月 12 日 (水) 午後 7 時から 諏訪市豊田 206 文出公民館

	⑨事業計画概要説明会終了報告書の縦覧場所、期間及び時間	(場所) 松本地域振興局環境・廃棄物対策課 (期間) 令和7年4月22日(火)～令和7年5月7日(水) (土日・祝日その他の県の休日を除く。) (時間) 午前8時30分から午後5時まで
--	-----------------------------	---

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第37条	○第36条第1項の関係市町村長 ○第36条第1項の関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	15号	提出期限 令和7年5月7日(水) 提出先 〒390-0852 松本市島立1020 長野県松本地域振興局環境・廃棄物対策課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類はいずれも日本産業規格A列4番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。